

# 財政援助団体等監査結果報告

令和3年6月

多治見市監査委員

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様  
多 治 見 市 議 会 議 長 石 田 浩 司 様

多 治 見 市 監 査 委 員 尾 関 恵 一

同 寺 島 芳 枝

### 監査等結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

#### 記

- |         |                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査基準  | 多治見市監査基準に準拠                                                                         |
| 2 監査の種類 | 財政援助団体等監査                                                                           |
| 3 監査の期日 | 令和 3 年 6 月 15 日                                                                     |
| 4 監査の対象 | 指定管理者 感謝と挑戦の K G I グループ<br>施 設 感謝と挑戦の T Y K 体育館 (多治見市総合体育館)<br>所 管 部 署 環境文化部文化スポーツ課 |

#### 5 監査の実施内容

以下に掲げる関係書類に基づき、事前に関係書類の有無や内容の確認を行い、監査執行当日は関係職員より説明を聴取及び施設の現地調査を実施し、次の着眼点を以って監査を執行した。

##### ① 着眼点

###### 【感謝と挑戦の K G I グループ】

- (1) 施設は関係法令 (条例を含む) の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (6) 定款、公の施設に係る管理規程、経理規程等諸規程等は整備されているか。

###### 【環境文化部文化スポーツ課】

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## ②関係書類

### 【感謝と挑戦のKGIグループ】

- (1) 団体概要（団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当する書類）
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- (3) 令和2年度多治見市総合体育館収支報告書
- (4) 管理運営規定
- (5) 協定書約款第14条に基づく会計帳簿類、同第34条に基づき管理される口座に関する書類（令和2年度分）
- (6) 支出に係る書類（請求書等（令和2年8月～令和3年3月支払分））

### 【環境文化部文化スポーツ課】

- (1) 指定管理者公募要領及び仕様書
- (2) 選定関係書類（選定基準・選定結果）
- (3) 協定書
- (4) 令和元年度及び令和2年度業務報告書
- (5) 令和2年度月次報告書（4月～9月分）
- (6) 令和2年度及び令和3年度管理運営業務実施計画書
- (7) 令和2年度の不適切な施設貸出業務に係る覚書
- (8) 支出命令書（令和2年度指定管理料支払分・指定管理者との覚書に基づく合意金の支払分）
- (9) 令和2年度（令和元年度実績）指定管理総合評価書
- (10) 事業及び事務の執行状況説明書

## 6 監査の結果

多治見市総合体育館は適正に管理運営されていると認めた。

## 7 主な個別指摘事項等

全般的に適正に管理運営され、利用状況も概ね良いと感じた。第1競技場の不適切な管理事案に伴う合意金について、もっと議論が必要だったのではないかと感じるが、管理体制の改善はなされている。

また、指定管理者候補団体選定及び評価委員会の委員に、より多くの市民の利用者を選任することを考えていただきたい。指定管理料については、適正な金額であるかどうか、市全体で算定の基準等の見直しについて検討されたい。

今後、更に施設の利用率が上がり、市民の健康寿命が延びるよう、感謝と挑戦のKGIグループの強みを生かして事業に当たっていただきたい。

なお、その他軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき指摘事項はなかった。